

令和 7 年度茨城県日本酒国際コンペティション出品支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 令和 7 年度茨城県日本酒国際コンペティション出品支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）及び本要項の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、県内酒造事業者が国際コンペティションへの出品を通じて、茨城県産日本酒の国際的な評価及び知名度を向上させ、販路拡大や新たな市場開拓を促進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「酒造事業者」とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 7 条に規定する酒類の製造免許を受け、茨城県内に酒造場を有する酒類製造者をいう。
- (2)「国際コンペティション」とは、海外で開催される酒類を審査対象とするコンクールを言う。ただし慣例的に海外で開催されるが、当年度に日本国内で開催されるものも含む。

(補助対象事業者)

第 4 条 この補助金の交付対象となる事業者は、茨城県内に所在する酒造事業者から県が設置する選考委員会により決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の対象としない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（「茨城県が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書の締結等について」（平成 23 年 3 月 30 日付け総第 1161 号総務部長通知）1 の排除対象者をいう。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- (3) 当該出品について、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている者
- (4) その他、知事が補助金の支出先として適切ではないと判断する者

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第 5 条 補助金の交付対象となる国際コンペティション経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、次に掲げるものとして、予算の範囲内において交付する。

補助対象国際コンペティション	インターナショナルワインチャレンジ 日本酒部門
補助対象経費	出品費用（輸送費等を含む） 翻訳費 その他知事が必要と認める経費
補助率	2/3 以内
限度額	31 万円

（選考委員会）

第 6 条 知事は選考委員会を設置し、次の基準に基づき審査を行うものとする。

- （１）全国新酒鑑評会や国際コンペティションでの受賞歴
- （２）海外展開への意欲及びポテンシャル
- （３）その他知事が必要と認める事項

2 選考委員会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）を、知事が指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第 8 条 知事は、前条の申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 9 条 規則第 8 条第 1 項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書（様式第 2 号）の送付を受けた日から 20 日以内とする。

（出品内容の変更）

第 10 条 交付決定を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という）は、当該補助金の交付の対象となった事業について、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、変更承認通知書（様式第 4 号）により補助事業者あて通知するものとする。

（出品の中止等）

第 11 条 出品者は出品を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の出品の中止等の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止承認通知書（様式第 6 号）により出品者に通知するものとする。

（出品の遅延等の報告）

第 12 条 出品者は、出品が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は出品が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（様式第 7 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取消等）

第 13 条 知事は、前条の出品の中止等の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当した場合には、第 8 条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

（1）出品者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき

（2）出品者が、補助金を他の用途に使用したとき

（3）出品者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき

（4）出品者が、出品に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき

（5）第 4 条第 2 項に規定する者に該当するに至ったとき

（概算払）

第 14 条 知事は、出品の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 80 パーセント以内の額を概算払することができる。

2 出品者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び支払）

第 16 条 知事は、前条の報告書の内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

2 補助金は、前項の確定後に支払うものとする。ただし、必要と認める場合は、概算払を

行うことができる。

(証拠書類の保存)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合、又は不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第 19 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。